

## 竹原市決算特別委員会

平成27年10月16日開議

### 審査事項等

#### 1 市民生活部所管事務審査

(市民生活部関係)

#### 一 般 会 計

#### 2 総務費

##### 1 総務管理費

- 1 一般管理費（2 行政連絡に要する経費P109・12 市民健康課一般事務に要する経費P117）

##### 3 財産管理費

- 5 コミュニティ振興費P120・6 支所及び出張所費P122
- 9 諸費（1 街路灯設置に要する経費・4 国・県支出金等精算に伴う返還金に要する経費・5 防犯活動に要する経費）P128
- 10 交通安全対策費P130・15 住居表示整備費P134

##### 3 戸籍住民基本台帳費

- 1 戸籍住民基本台帳費P138

##### 4 民生費・P150～

##### 1 社会福祉費（P150～P181）

- 1 社会福祉総務費・2 障害者福祉費・3 老人福祉費
- 4 国民年金費・5 遺族援護費・6 人権推進費
- 8 福社会館費・9 隣保館費・10 人権センター費・12 後期高齢者医療費

##### 2 老人福祉施設費（P178～P181）

- 1 事業費

##### 3 児童福祉費（P180～P193）

- 1 児童福祉総務費・2 保育所費・3 児童福祉施設
- 4 母子福祉費・5 児童手当費

4 生活保護費 (P192～P197)

1 生活保護総務費・2 扶助費

5 災害救助費 (P196～P197)

1 災害救助費

4 衛生費・P196～

1 保健衛生費 (P196～P215)

1 保健衛生総務費・2 健康増進対策費・3 予防費・4 環境衛生費

5 火葬場費・6 母子保健費・7 原爆被爆者対策費

8 毒ガス障害者対策費・9 公害対策費・10 診療所施設費

11 保健師設置費・12 保健センター費

2 清掃費 (P214～P217)

1 清掃総務費・2 塵芥処理費

10 教育費・P284～

5 社会教育費 (P322～P325)

4 青少年指導費 (青少年指導等に要する経費)

特 別 会 計

① 国民健康保険特別会計・P345～

(1 国民健康保険税に係る項目は除く)

② 介護保険特別会計・P409～

③ 後期高齢者医療特別会計・P439～

2 その他

(平成27年10月16日)

出席委員

氏 名	出 欠
道 法 知 江	出 席
堀 越 賢 二	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局主事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦
市 民 健 康 課 長	森 重 美 紀
人 権 推 進 室 長	向 井 直 毅
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治
福 祉 課 長	平 田 康 宏
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由

午前9時54分 開会

委員長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第5回決算特別委員会を開催致します。

先日松本委員の方から追加の資料要求がございました。お手元の方に資料を置いてありますので、御確認をお願いしたいと思います。

また、委員長の後ろの方に下水道の長寿命化計画の資料もございますので、また御確認をお願いしたいと思います。

今日は市民生活部関係の集中審議に入りたいと思います。

それでは、レジュメに沿って始めていきたいと思います。

総務費，一般管理費，109ページからの審議に入ります。

総務管理費の一般管理費，行政連絡に要する経費，ありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） なし。

それでは，市民健康課一般管理事務に要する経費，117ページまでですけれども。

117ページまでございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようでしたら，財産管理費，普通財産管理に要する経費，119ページに移りたいと思います。

ないようでしたら，コミセンいってもいいですか。

それでは，コミュニティー振興費，120ページからです。コミュニティー振興費。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 集会所管理委託料が26万8,000円，20カ所で，老人集会所管理委託料が約倍です，50万円幾らだったと思うんですけど，この1件当たりの単価1万3,000円と2万5,100円，この違い。同じ機能を持つ施設なんですけど，その違いについてちょっと理由をお聞きしたいんですが。

委員長（道法知江君） 大丈夫ですか。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） それでは，まちづくり推進課の方からコミュニティー

一集会所管理委託料について御説明をさせていただきます。

集会所につきましては、先ほど委員の方からありましたように、20カ所ということでございますけども、1カ所1万3,000円ということで、委託料を指定管理料として支払いさせて頂いております。

こちらの考え方につきましては、光熱水費、電気代、水道料等の光熱水費の基本料金部分に対してお支払いさせて頂くということで試算をさせて頂きまして、1万3,000円とさせて頂いてるところでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 老人集会所の関係でございますが、こちらにつきまして現在20カ所ということで、金額につきましては委員の方からありました2万5,100円ということでございます。こちらも指定管理料ということで行って頂いております。

その点につきましては、従前から鍵の管理等もお願いしとることから、こちら平成18年度から指定管理者制度を導入致して現在に至っておるところから、20カ所の指定管理料ということでこの金額を定めております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 竹橋委員からありました違いがなぜというところでありませうけれども、そもそもその設置の目的、趣旨が異なるということ。

それから、コミュニティー集会所につきましては、従前いわゆる当時の昭和50年代の電源立地の交付金を活用した設置を進めてきたわけなんですけれども、そもそも設置の目的そのものが住民管理ということを前提に設置をしているということ。

それから、老人集会所につきましては、当初の設置目的が老人の憩いの場というふうなことで設置をし、そこにはやはり住民の地域管理というよりは、老人に限定された管理というふうなことが前提になっておりましたので、管理費も一定程度行政の方が支援を尽くしているというふうなことから、この違いがあるということになります。

現行いろんな課題がありますので、これについては今後検討しなきゃいけないものとは認識しておりますけど、だから現在そういう違いがあるということでございます。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 済みません、指定管理料の単価でございますけど

も、済いません、1万3,700円ということでお願い……。

委員（竹橋和彦君） 3,700円。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 700円です。

委員（竹橋和彦君） 済いません。ありがとうございました。

委員長（道法知江君） ほかに。

松本委員。

委員（松本 進君） さっき確認の分は、前年度と、この資料を見てるんですけども、25年度と26年度、当該決算の審査の分と比べたら400円上がってるから、ここの分、要するに消費税分相当分かなという確認と。

ほんで、前から私も言ってるように、コミュニティーの設管条例の分で、指定管理者にしても何にしても、要するに仕事を任す委託範囲があり、業務範囲がありますよ。だから、今の説明では1万3,400円なりっていうのは、要するに水道光熱費ということで今は説明があって、従来からそういう説明なんですけども。私が心配なのは、いろんなこの集会所で指定管理をする場合で水道光熱の分だけでいいんかなというんで、もうちょっとこの負担、指定管理料にしても業務なら業務の分の今度は委託料といいますか、やっぱりそれが要るんじゃないんかなと思うんですが、今の説明ではそれは抜けてますよ。

前から、本来の実態に合うように、これもですけど、ほかの分もありますけれども、そういう指定管理料が、委託する方から見たらもうあとは水道光熱だけで、あとは任せた、あんたらやってくれということになるんでしょうけれども、実際ああいう受けた場合との関係も含めて、実際はほかにいろんな業務も任せるという設管条例になってるのに、その分が委託料の中に入ってないんじゃないんかっていうのがどうも危惧して、あるんですけども。その改善はやっぱりする必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、1点目の指定管理料のアップ分につきましては、消費税率が8%になったということで、改定させて頂いたものでございます。

また、2点目の集会所の管理につきましては、管理業務と致しましては、集会所の管理運営また使用に関することということで、2点お願いしているところでございます。

こちらにつきましては、地域の各団体の方の活性化を資するという観点から、現在基本料金部分の委託料ということで委託させて頂いてるところでございまして、現状においては地域の自治会等の皆さんで創意工夫して頂きまして、利用頂いてるという状況でござい

ます。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指摘にとどめますけど、私が言った分と、今説明がちょっと不十分だと思うんです。ですから、新年度予算にいろいろ反映してもらいたいという指摘にしますけれども、私が本来のあり方から見ても、水道光熱はいろいろ入ってるというのわかるんですけれども、本来いろんな管理業務の業務を任せてるわけですから、その任せた分の金額が多い少ないはいろいろ起こるんですけれども、それもやっぱり含まれていないと。指定管理にする人も、ほかの委託いろいろありますけれども、やっぱりそこが抜けてるんじゃないかなということがあって、是非そこは改善をしなくては、受けた方が困ってるなという、これだけじゃないんですけど、思いがあるものですから、今回はちょっとその指摘だけにしていきたいと。

委員長（道法知江君） ほかに御質問ございませんか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 1 2 3 ページの、こちらには載ってないんですが、予算には公募型の補助金、事業費の2分の1で25万円を限度とするという部分がありますけども、これは誰も使用されてないということになるんでしょうか。25年度は20万円、24年度は29万円ということで公募があつて、それを執行されてると思うんですが、この度はどうなんでしょうか。よろしくをお願いします。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 26年度の公募型補助金につきましては、確かに予算計上させて頂いたところがございますけども、広報で広く公募させて頂きましたが、応募がなかったということで執行額が0ということになっております。

以上です。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） この度はなかったと。27年度、8年度、これからということなんですけども、応募型がなかったからいいよっていう問題ではないと思うので、これからはそれに対して、どういうふうにされるのか、ちょっと教えて頂きたい。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 公募型補助金につきましては、たしか26年度はゼ



ロということでございましたが、こちらの原因として公募時期が例年、年度初めにさせて頂いて、ということで26年度公募型補助金については、25年度の末に募集をかけたということで、各団体なかなか準備もできてなかったという点が1点と。

公募時期が1回しかなかったということで、公募がなかったという部分も考慮致しまして、今年度につきましては2回公募をかけさせて頂いております。春1回と、また夏にかけて1回公募させて頂いております。27年度につきましては、夏に公募がございまして、2件補助事業を実施させて頂くということで、整理をさせて頂いております。

今後につきましても、そういう機会を可能な限り設けまして、より皆さんに活用頂き、まちづくりが進むよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 同じところで自治機能強化180万円、これも執行されてませんよ。今年度も減って、120万円予算が組まれてるんですが、その進捗状況となぜ執行されなかったのか、その辺の理由等をあわせてお伺いしたいと思います。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、自治機能強化事業補助金でございますけども、こちらにつきましては、3月議会等でも説明させて頂いたところでございますけども、公民館の機能強化ということで、自治センター化、拠点づくりを進めさせて頂いたところでございますけども、こちらの拠点づくりを前提に、試行事業として30万円掛ける6団体の方を予算計上させて頂いたところでございますけども、26年度につきましてはその拠点づくりの試行事業としてまだ各地域から手が挙がらなかったということで、未執行ということで0円になっております。

27年度については、現在小梨地区の方から事業を取り組んでいきたいということで、現在1件事業実施をされているという状況でございますので、まちづくり推進課の方でも広く各団体の方に周知を致しまして、取り組んで頂くよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（道法知江君） 竹橋委員、よろしいですか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） ありがとうございます。

委員長（道法知江君） 副委員長。

副委員長（堀越賢二君） 先ほどのセンター化に向けてのということではありますが、各それぞれ自治会によって違うとは思いますが、なかなか年度の目標はあるけれども、なかなかどういうふうに動いていっているのか、決まり切れてない。また、行政の方からも具体的な、説明はあったけれども、実際それがどういうふうに機能して、どういうふうな流れになっていくのかといったようなものが各それぞれの自治会に落とし込めない。なので、積極的な支援といいますか、やっぱ方向性を示して頂くっていうものがないと、それぞれの地域としても動きにくいといったような声をよく聞きます。ですから、地域間のそれぞれコミュニティーの結びつきに差はあるとは思いますが、積極的なところ、また人数の少ないところで差が出ないような、また地域に即したようなものというものをしっかりと今後検討をしていって頂きたいと思います。

それぞれの自治会においては様々な動きも出ていると思いますが、まだまだ方向性が定まり切れてないといったようなところがありますので、地域の方からもまた声が、ないわけじゃないんですけど、どういうふうな形で出したらいいのかっていうところで、聞きあぐねているところがありますので、そういったような声が出たら話を聞いて、その地域の実情に合ったよりよい方向を一緒につくって頂きたいと思います。これは要望でありますので、よろしくお願い致します。

委員長（道法知江君） 自治機能の強化事業っていうのは、行動プランに基づいてっていうことで、1事業に対して30万円、6団体で180万円ってことですね。

まちづくり推進課長（國川昭治君） はい。

委員長（道法知江君） その中には今言われた将来の担い手とか、そういう方を育てていくという、人材育成にもなるということではあると思うんですけど、その辺の確認だけ。

それと、もうちょっと地域によってはセンター化するからっていうようなこともあったりしてるので、もう少しその辺の今の現状の説明をつけ加えて頂ければと思うんですけど。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 現状ということでございます。

こちらの自治センター化、交流センター化の取組につきましては、まず26年度について

ては一定の方向性を決定させて頂く中で、各団体の例えば協働組織でございますと、全体会、あるいは公民館の、その各団体の全体会、総会等でまず方向性を説明させて頂きまして、その後各公民館また各組織に出向きまして、市の方向性について説明をさせて頂き、試行事業として先ほど知の循環型という事業の説明をさせて頂いたところでございます。

しかしながら、各地域、各協働組織におきましても、地域の事情また成熟度等も違いがございますので、全体の方向性については一定に説明させて頂きましたが、やはり副委員長、委員長の御意見のとおり、なかなか受け入れて頂ける、理解頂ける部分とかの差もがございますので、現在各地域で個別に説明会、また意見をお聞きしたりしているところでございます。

また今年度については、県内で進んでいる事例を参考にしようということで、公民館の関係者と協働組織の関係者、両者同席のもと、先進地視察等させて頂きまして、研修する中で将来こういう形をイメージして頂きながら、今取り組みをしているところでございます。今後も、やはり各地域で事情が違いますので、地域に出向きまして、いろいろ意見交換しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（道法知江君） ありがとうございます。

ほかにコミュニティー振興費のところではございませんでしょうか。

副委員長。

副委員長（堀越賢二君） 1 2 3 ページのコミュニティー振興に要する経費の予算流用というところで、この中身についてお聞かせ頂きたいと思えます。

委員長（道法知江君） コミュニティー。

副委員長（堀越賢二君） 1 2 3 ページの予算流用の部分で。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 1 2 3 ページのコミュニティー、別紙のところです。こちら住民協働支援事業の方からコミュニティー振興事業に要する経費の方へ流用させて頂いたという点について、具体的な説明ということで説明させて頂きます。

こちらにつきましては、このたびコミュニティー集会所で修繕の方が多く出まして、具体には忠海のコミュニティー集会所の浄化槽等が壊れたとかということ等がございまして、そのために予算の、その他の修繕も多く出たもので、予算の方を流用させて頂きまして、対応させて頂いたという内容でございます。

以上です。

副委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようでしたら、支所及び出張所費に移りたいと思います。

忠海支所、吉名出張所、荘野出張所になりますけど、皆さんよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

諸費、街路灯の設置に要する経費、市民館はもういいんですか、これ、市民館、これはいいんですよ。

市民生活部長（今榮敏彦君） 市民館、済いません、文化生涯学習室であります。

委員長（道法知江君） ですよ、ですよ、飛びますよね。

市民生活部長（今榮敏彦君） はい。

委員長（道法知江君） 飛んで、飛んで、街路灯に移ります。

諸費の街路灯です、街路灯。

129ページ、街路灯設置に要する経費。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、国・県支出金、131ページになりますか。

支出金等精算に伴う返還金に要する経費です。

よろしいですか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、防犯活動に要する経費、防犯活動はよろしいですか。

131ページです。

よろしいですか、防犯活動に要する経費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようです。

それでは、交通安全の対策費。

松本委員。

委員（松本 進君） ここの対策費の分で、ここ見たら安全推進とか安全対策会議とかいろいろ開かれてるんですけども、ちょっとここで、例えば一つの交通安全対策の分で、

信号機なら信号機の設置が要望されて、そういった要望に対して実現っていいですか、いろんな予算の関係もあるんでしょうけれども、そういった分。例えば、信号機なら信号機の方で見て、要望がやっぱり10カ所あるよと。しかし、予算のいろいろ関係あって、5カ所とか6カ所でできてないよというような要望に対する進捗はどうかというんが、ちょっとわかれば教えてほしいと。

それから、前にもちょっと出されたと思うんですが、いろいろ市内でカーブミラーがものすごく設置されて、要望が出てる。それはいいんですけども、その維持管理ですよ。そこがずっとついてもう見えなく、曇ってるとかというんがいろいろ前も出されましたけれども、そういった安全対策の方で一つカーブミラーなら、カーブミラーの一つの例なんですけども、その維持管理なんかはここでやられるんか別の場所なんか。というのは、メンテナンスの状況なんかはどうなんかなというんがわかればちょっと教えてほしいなど。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 交通安全対策会議についての御質問でございます。

こちらにつきましては、竹原市域の交通安全に関する総合的な施策、企画に関して審議をするということの組織で設置をさせて頂いておりまして、メンバーと致しましては国の行政機関、いわゆる国道事務所の関係者、あるいは広島県の県道の関係者、警察、市役所内部でいいましたら道路所管課、まちづくり推進課、教育委員会等で構成させて頂いてる会議でございますけども、こちらの中ではあくまでも総合的な企画審議ということでございますので、カーブミラー、信号機等の要望についてはそれぞれ交通安全協会、警察の方が対応させて頂いてるという状況でございます。こちらの会議では、そういう情報共有を図る中で審議していこうという内容でございますので、よろしくお願い致します。

委員長（道法知江君） 維持管理。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 維持管理はということで、それぞれ設置者ということで、この会議ではございません。お願いします。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと総合的になっていうんがあるから、安全対策の方で、ここで審議はされるんでしょうけれども、それでそこでなかなかやっぱり信号機なんだったらいろいろつけてくださいとかいろいろあって、結果的には予算がないから遅れとるんかなというちょっと思いがするんですけども。だから、その設置者の方で、そら信号機は県警の

方の管轄だから任せるというその意味と。

あとは、何かさっき言った要望等実現の関係ですよ。そこなんかは、やっぱ何か審議しないと役目が果たせないですよ。だから、それぞれの所管に任せとんだという聞こえがしたから。だから、そうじゃなくて、せっかく国や警察や広島県や竹原市いるわけだから、特に竹原市の分なら竹原市の声としてこの信号機をつけてくれとか、事故が多いよという声が出されるよとかという分では、やっぱり何らかの形で反映してもらって。そのチェックで、さっき言った具体的に信号機の例で言えば、実行で今はここしかいってないよと、あと二、三年でそういう見通しができるよとか、そこらやっぱ把握しないと、この会議の意味が総合的な企画立案だからという、ちょっと意味がよくわからないんですが。そこ全然、今の私が言ったような趣旨は反映できないんですか。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 先ほどの委員の意見でございますけれども、この会議の内容と致しましては、先ほど所掌事務として総合的な施策の企画、審議ということで説明をさせていただきましたけど、会議では各関係者が今年度こういう取組をされるとかというものを、全てを持ち寄る中で情報交換しながら対応させて頂いております。その中で、当然信号機、今年度はこういう取組をされるとか、あるいはカーブミラーもそうですが、順次こういう取組をされるという紹介は共有させて頂いております。

そうした中で、やはりここで事故が多いとかそういうのは、また教育委員会も入っておりますので、通学路の観点からこういう対応を頂きたいということは、その総合調整の中で、意見交換する中で、それぞれが持ち帰るといような形の会議となっているところでございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとわかりにくいんで、例えば信号機の設置とかいろんな分は警察とか、前にそこの道の駅の前のところなんかは、私も直接要望したことはありますけれども、そこに来るとしたら警察が来ましたよ。それで、市の方がやっぱり来ましたよ。そこで見て、いろいろ要望なり改善とかやるんだけど。

だから、それが今日言うてすぐ明日とは言いませんけれども、そういった分が要望上げたけれども、それが本当に審議されて予算とか来年とか、その具体に進む段取りが取り組まれとんならいいんだけど、悪く言ったら聞きっ放しというそのことは、やっぱり市民から見たら何しとんかなということになるわけで。だから、そこがさっき言った企画で総

合的な分で、各担当部署だろうけれども、やっぱり自治体のそこで把握しとって、すぐ改善できることはしてもらいたいし、事故のいろんな危険度が高いところは。そういうに持ち寄って判断して、そこでやろうとかというんが話し合われるんかなという思いがして、特にこの会議なんかの。いろんな情報公開や情報交換とか、いろんなやっぱり推進のための安全対策を推進してもらいたいなという思いが、どこでどう伝わるんかなというんがちょっとはつきり、わかりにくいですよ、今のちょっと答弁じゃったら。

だから、それもあるし、例えばカーブミラーなんかだったら、市の建設課へ行けばそれはいいのか、要望してもらえばいいのかっていう、そこはどうなんですか。最後にしとこう。

委員長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 行政が、これは条例設置で開催してる会議という認識ですけども、当然松本委員がおっしゃるように、各分類または各機能別の是々非々の議論っていうのは、当然その所管である各機関、または竹原市役所でも、先ほどありました建設課でありますとか道路管理をするセクションであるとか、そういうところが個別に是々非々で議論をしながら、または最終的には予算の関係を勘案しながら事業実施に至るに至らないの決定をしているということですので。

仮に、要望の形っていうのは様々たくさんあると思うんですけども、それを全然吸い上げてない、整理をしてないっていうことじゃなくて、それぞれの分野ごとに分類ごとにそれぞれの声はしかるべき機関に届いて、特に信号機などでいけば、最終的には公安当局の設置ですから、そこが最終的な受け皿として最終的な決定を下すということになってます。

トータル交通安全の総合調整機能としてこの会議がありますので、各それぞれの懸案課題をその会議の場で解決するという趣旨ではなくて、最終的には交通死亡事故ゼロ、交通事故を抑制するというのが目的の会議であり、それに向けた総合的なそれぞれの各機関ごとの情報交換をする中で、先ほど委員からもありました懸案要望というものは各それぞれのセクションが推進をしていくといいますか、しっかりと対応していくというふうなことになろうかと思しますので、しっかりと竹原市役所における各窓口では、窓口としてしっかりと対応をしていくと。その中で、この会議があるというふうに御認識頂ければと思います。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、次に移りたいと思います。

住居表示整備費， 1 3 4 ページ。住居表示整備費。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、戸籍に移りたいと思います。

戸籍住民基本台帳費， ページでいうと 1 3 8 ページの戸籍住民基本台帳費に移りたいと思います。

不用額があるけど、いいですか。

戸籍住民基本台帳費， よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、民生費に移ります。

1 5 0 ページからの民生費に移ります。

社会福祉費， 1 5 0 ページからの民生費の社会福祉費。一番下にあります社会福祉費に移ります。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 1 5 3 ページの人事に関する経費の中から扶養手当， 児童手当， これ予算措置してないのに， これは予測で予算措置できたものじゃないのかなというのが 1 点と。

なぜここに社会保険料が発生するのか， その辺の説明をお願いしたいと思います。

委員長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 人事に関する経費につきましては， 全ての款にわたって総務課で措置をしております。各款ごとに割り振りはしてございますけれども， トータルとしては総務課の方で全て管理をして計上措置をし， その決算があるというふうなことで御理解を頂きたいと思いますが。予算計上時にはまだ人事異動が確定しておりませんので， 現行の例えば 2 8 年度の 4 月 1 日の人事異動があるわけですが， 予算を計上するのはおそらく， これから 1 1 月とか 1 2 月， 1 月あたりで組みますので， 現行の体制で予算措置を組みますということになりますと， いろんな変更がある場合には， ここで決算ではどうしても予算と比較して差が出てくるということになります。

また， 我々職員も生身ですので， 休暇があったりとか病気があったりとか， 何がしかの



事業の事情により人役が変わったりして、そこに例えば非正規職員を配置した時に社会保険料等が発生してくるといういろいろな事情があってこの措置があると。これはこの措置だけじゃないんですけれども、全款にわたってそういうことに、予算と決算の比較をするとそういうことがあるというふうに御理解頂きたいと思います。

これは、正直我々が答える範疇じゃないんですけど、今は補足説明ということで答弁させていただきます。

委員長（道法知江君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 確かに、賃金に対して払われてる、例えば臨時職員、この10ページ等にはあります、そこにも社会保険料が掲載されてますよ。なぜこの賃金の発生してない社会保険料が発生するのか、その辺をお聞きしたいんです。

委員長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 申し訳ありません。ですから、総務課で承知をしておりますので、私どもでこれを管理してないので、詳しい答弁は申し訳ないんですけど、できませんので、その点御理解頂きたいと思います。

委員（竹橋和彦君） はい。

委員長（道法知江君） 予算の確定時、確定時には人事が決定していないということもあって、予測されてということもないんじゃないんですか。

市民生活部長（今榮敏彦君） 説明しますと、決算委員会で人事に関する経費っていうのは全て総務課の管理で、総務課のセクションで審議をして頂く事項なんです、本当はです。残念ながら各款に振り分けますので、それはそれとしてどうしても我々の担当の業務の中に入っていますけれども、それを措置しているのは総務課であるっていうこの御理解を頂きたいという意味で、今御説明申し上げます。

委員（竹橋和彦君） じゃあ、総務課じゃないとわからない。

市民生活部長（今榮敏彦君） 人事に関する経費、我々は全く予算計上時の決算額を措置してないわけですから、そのように御理解頂ければと思います。

委員長（道法知江君） 申し訳ありません。

委員（竹橋和彦君） わかりました。

市民生活部長（今榮敏彦君） 例えば非常勤の人役であるとか経費であるとかっていうのは当然原課で措置をしますので、それは総務課で措置する意見もあるんですけども、ちょっとその辺の人件費も特色ないろいろ複雑になりますので、主は総務課で措置というこ

とでございます。

委員長（道法知江君） それでは、ほかにはございません。

井上委員。

委員（井上美津子君） 153ページに、やはり青少年問題に要する経費の中に青少年問題協議会っていうのがありますよね。委員会としての予算では報酬を出しておられるんですけども、この委員会が開かれてないということだと思んですが、この委員会に関してちょっと詳しくお願い、お聞かせ頂きたいと思います。

委員長（道法知江君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 青少年問題協議会についての御質問でございますが、青少年問題協議会と申しますのは、青少年問題に関し重要な事項を定めることと致しまして、会長を市長という形で行われる会議になります。委員の定数につきましては17名ということで、現在休会をしないとということでございます。

また、この青少年問題協議会につきましては、要保護児童対策地域協議会というものがございまして、それの方の全体会というふうな位置付けというものも兼ねております。その全体会とは別にまた代表者会議、それと実務者会議、それと個別ケース会議というふうな4つの会議の中で、まず代表者会議と申しますのが、各機関、これについては児童虐待に対する会議になりますので、その児童虐待に関する関係機関の組織の代表者、例えば警察であるとか学校とか民生委員さんとか、そういった方々が代表者会議のメンバーになるというふうなことで、これにつきましては年1回必ず開催しておるというふうな会議になります。

それと、実務者会議につきましては、関係機関の実務者による会議という形で、会議の内容につきましては虐待事案の進行管理というふうなものを行っているというふうなことでございます。26年度におきましては、1回開催したというふうなことでございます。今年度以降につきましては、各学期、年3回という形で開催して、進行管理の方を行っていくというふうなことを考えております。

それと、個別ケース会議なんですが、これは虐待の方を発見した機関や直接ケースに接する機関等の担当者という形で開催するというふうなことで、26年度の開催実績と致しましては、31回を開催しとるというふうなことです。これにつきましては定期的ということではなしに、やっぱりケースケースがあった時に開催するというふうなことでございます。

御質問の先ほど言いました青少年問題協議会につきましては、市長を会長とする会議という形で、やはり重要案件とか、大変な事案が起きたというふうな時に開催すると、不定期に開催するというふうな意味合いでの開催ということを考えております。直近の会議の開催と致しましては、26年3月ですので、25年度になりますが、その時に児童虐待死亡事案の検証報告という形で、府中町の方で起きました虐待死亡事件のことについての検証を行っております。

ということで、26年度につきましては特に開催しておりませんが、やはりそういった重要案件があった時に、不定期ではございますが、開催してきたいというふうな位置付けで考えとります。

以上です。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 民生委員の報酬、報償ってというのは、7、200万円余りあるんですけども、こっちが聞きたいのは、民生委員が各地域で担当されて、高齢者の見回りっていいですか、あの分があるころだと思んですけど、地域によって違うんでしょうけれども、最近で何人とか、最高でどのくらい持っておられるかなというのと。

それから、週何回かのそういう報告書を含めて、相手の状況っていうんですか、ある程度報告形式になってると思うんですが、そういったことを民生委員の方で最低どのくらい見ておられる、見回りされてるのか。人数を最低と最高、ちょっと教えてもらいたいのと。

あとは、いろんな今年度実行されてみて、後継者のこともあるんですけども、そういったやっぱりいろんな大変な仕事ということも理解しとるわけですが、後継者とか、今現状で何年ぐらい最長やられてるのかなとか、年齢含めてとか、高齢者の見通しというんですか、そこらをちょっと聞きたいなど。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 民生委員の関係で御質問を頂きました。

委員の方からありましたように、民生委員の報償、あとひとり暮らしの老人巡回につきましては、また別途老人福祉費の方でひとり暮らし老人巡回相談員の報酬として位置付けておりますので、そちらとあわせた形になると思います。

見守りの人数につきましては、ちょっと申し訳ございませんが、詳細には把握しており

ませんが、一律ではないということは認識致しております。

あと一点、後継者の問題でございますが、こちらもかなりの年数やっておられる方とまだ年数少ない方いらっしゃいます。来年が一応また一斉改選期ということで、3年に1回民生委員は改選期でございますが、そちらでまた当然勇退される方につきましては、後継の方を出して頂いて、改めて民生委員としての役割を果たして頂きたいというふうに考えております。

また、こちらも当然ベテランの方もいらっしゃいますし、まだまだ年数の短い方もいらっしゃいますけど、月1回定例会を開催致しております。各地区で定例会を行いまして、その前に理事会も開いております、そこで情報を共有しながら活動に当たって頂いておるという状況でございます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指摘といいますか、なるんですけれども、確かに私らの近所のところでも何年もやられて、いろいろ経験の蓄積というのものもあるんでしょうけれども。ですから、あとは逆に言うたら後継者といいますか、そこらはちょっと見通しがどうなんかなどという心配があったものですから。

確かに人材っていうのは、なかなかすぐぱっと今日明日というようにいきませんから、そこらがどういうふうに後継者を育てたらいいのかなっていうんがいろいろ僕らも心配するところなんで、ちょっと大変でしょうけども、取組んで頂きたいという指摘です。

委員長（道法知江君） では、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 社会福祉総務費はないようですので、障害者福祉費に移りたいと思います。

松本委員。

委員（松本 進君） 1つは、ここで障害者福祉、154です。

委員長（道法知江君） 154ページです。

委員（松本 進君） 154ページです。

ページ数で157も入りますよ。こっち障害者の福祉で、157の生活支援事業、ここも入りますよ。ここも入ると思うんですが。

委員長（道法知江君） 生活支援に入ります。

委員（松本 進君） ここに関わるんだと思うんですけども、例えば障害者の分で65歳を超えたら今度は介護保険っていうのが適用されますよ。それで、ちょっと心配なことの確認なんですけれども、例えば今まで65歳未満で障害者の方の対策をしていたのが、介護とはちょっと今度は別の課になるのかもわかりませんが、そこらが要するに介護保険での適用じゃったらサービスが足りないという言い方がいいのかな、それがいいと思うんですけども。

障害者の措置ではしていったのが、今度は65歳になったら介護保険が優先されるようになる。そうしたら、十分そのサービスが適切に対応できればいいんですけども、いろいろやっぱ心配なのは介護保険になったらサービスが足りなくなる。といたら、そらどうするかっていうことが起こってくるわけで、例えばこの中で生活支援の中に、介護保険が優先されて、足りない分は今までどおりサービスがここん中で措置されてるのかなというのをちょっと確認したかったんが1つであります。

それともう一つは、ここの中の生活支援事業になるのかもわかりませんが、たまたまこの間ふくし健康まつりがあって、そこでちょっと見ておりましたら、途中で難聴になるっていいですか、このチラシをもらったら私もこの中身が、こうやって読んでもらう、要約筆記っていうんですか、このチラシをちょっと頂いて。普通難聴じゃたらいろんな手話とか、いろんな相手に意思を伝える手法があって、それを勉強したりずっとこうやられるのかなと思って、あつたんですが。途中から、このチラシを見たら竹原市内でこういう要約筆記が必要な方の実態把握といいますか、これがされているのかなというんがちょっと心配があって、これは竹原市には要約筆記のボランティア連絡協議会、これ竹原市の自治体になかって、東広島市の中に入とられるんです。ですから、こういう要約筆記が必要な障害者の方の分がここの中で適応できるかどうか、実態把握がされているかどうかをちょっと説明して。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） まず、1点目の65歳以上の方です。

こちら障害を持っておられる方が65歳以上になった際に、確かに介護保険制度が創設されまして、65歳以上になられた障害者の方は、制度的には介護の方が優先ということなのですが、それぞれの方の障害の特性に応じまして従来受けておられる障害のサービスも受けられるということになっておりますので。ただ、障害については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、制度的にはそうっております。

もう一点の要約筆記とか、そういった奉仕員の関係だと思えます。

委員おっしゃられたように、講座等は確かに東広島で行っておられまして、参加ということでございます。こちらの奉仕員さんの養成の研修につきましては、手話や要約筆記、その奉仕員等の養成講座を開き、ボランティアの養成を図る、また聴覚、視力障害者に対する理解を深めるという、こういった事業もでございます。実績で申しますと、手話の奉仕員の事業の受講につきましては、延べでございますが、30人、延べの実施時間につきましては50時間と把握しております。要約筆記の奉仕員の養成につきましては、実績は26年度はなかったものと把握致しております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） あと、障害者の介護に関わる分でちょっと聞いたのは、さっき言った確認したいのは、今言われるのは65歳未満と65歳で制度が変わってるというのは承知してるんですけども、だからそれは変わったとしても同じようなサービスが受けられると、その分を国が補填されるんですか、私はしないと思ってたから。だから、しなかったら市が出さなくてはいけないわけですから、この中に予算措置しとかなくてはいけませんから、だからそれがあるかどうかを確認したかったんですけど。だから、今は国の措置で、市の方の分は予算を組まなくても、国の制度があるから継続して受けられるというふうに理解をしいってことですね。

それとあとは、もう一つは介護に関わる分、65歳超えた場合の分で介護となるんですけど、やっぱり障害を抱えた方の介護っていう分はちょっと特別な対応がいるんじゃないかなと、一般の分とちょっと違って。確かに介護っていう面では共通した分があるんでしようけれども、そういった面ではいろんな各施設のいろんな生活施設がありますけれども、そこでの今度は高齢者を抱えた、介護を抱えた人を介護保険の方へぱっと移すというんか、特養ホームとか、それはなかなかやっぱり今は厳しい状況がありますから。その対応措置が、各施設で年齢を重ねてきて、それが特養とかいろんな施設へ入れないっていう状況では、市としても今は障害者施設の延長っていいですか、そういうやっぱり対策も要るんじゃないかなという思いがちょっと、今そういう時期に来てるんじゃないかなと思うんですが、そこはちょっと考え方だけ聞いておきたい。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 障害者福祉に関するということで、市と致しましては昨年度策

定致しまして、今年度からまた新しく障害者計画また障害福祉計画も定めております。こちら計画期間は、障害福祉計画3年間ということ、障害者計画が5年と、スパンの10年間という計画で進んでいております。

そちらの中でありますように、確かに施設の充実と、また実際に障害者の方の福祉の増進というものもございますので、こちらの計画にのっとりまして、こちらPDCAサイクルで計画も順次見直しながらかることとしておりますので、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 159ページなんですけど、一番上の障害福祉ガイドブック作成業務委託分です。160万円という委託料があるんですけども、これについてちょっとどういうふうなものできたのか。

それと、それからそれによってどういう効果が生まれてるのか、教えて頂きたいと思います。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 障害福祉ガイドブックの作成でございますが、こちらの実物はこういった冊子でございますが、内容と致しましては障害のある人との接し方とか、各市内の相談支援事業所の地図も含めまして御紹介、また障害者虐待防止に対する取組、実際に受けて頂く障害福祉サービス、また手帳、医療費、各種手当での年金、そういったものを御紹介しておりますガイドブックであります。

内容と致しましては、冊子で37ページほどの冊子でございますが、こちらの方で各種障害施策の御紹介をさせて頂くと、そういう冊子でございます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） それを配布されてますよね、結構いろんなところに。これの効果はお聞きしてありますか、知ってってですか。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 相談支援事業所等にも配置させて頂きまして、そこでの御紹介で、また次に御相談来られる方へのスムーズな連携ということは図られておること

です。事業所の方にも当然配布させて頂いておりまして、あらゆる相談に対応させて頂いとるという状況でございます。

委員長（道法知江君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、次に移ります。

老人福祉費。

松本委員。

委員（松本 進君） この指定管理料の分で、資料も頂いておるわけですけども、指定管理が老人クラブ連合会とか、いろいろここに書いてありますけれども。ちょっと以前から指定管理料の費用が少ないんじゃないのかなということをつくづく言っているわけですけども、前にちょっと申し上げたのが、いろんな例えば私の近くのこういう施設へ、前に直接話したのはエアコンの室外機が取られて、その負担を、自分らが捜して、何とか中古を捜して、やっぱりやってきてるんが現実なんです。

ですから、本来そういった附属施設といいますか、今ごろは冷暖房を含めたエアコンが必需品っていいですか、それはもう不可欠なやっぱり施設なんで。それは、確かに室外機が取られたってことで、そこは僕も補填、市として責任を持ってやっば対応すべきじゃないのかなということも言ったんですけども、残念ながらそういうことができないということ。実際、指定管理料が2万5,000円何ぼですか、5,100円しか出てませんから、極めて少ない中でやる。それで、やろう思うたら、いろいろ管理しよう思うたら、利用料っていいですか、施設の利用料1,000円とか今はありますけれども、私の近くでは。それをここに値上げするとかという、やっぱりせざるを得ないような時期が来てるというんがあつて。

やっばし地域の老人クラブを中心とした活動支援に大きな支障が出てるんじゃないのかなということで、次の老人クラブ活動費にも関わらして、そこは前にちょっと意見を申し上げましたけれども、今回そこはちょっと質問しませんが、管理費に関わっては、どういった条件の時なんか、じゃったら支援するよとかということではできるのかなと。さっき私が言った分のところは実際できなかったから、実際負担させられとる、苦労してやられてるってことが実際なんですけども。どういったケースだったら支援するんかなというんがちょっと聞いときたいなということ。

委員長（道法知江君） 福祉課長。



福祉課長（平田康宏君） 老人集会所の指定管理の関係ということでありまして、お話ございましたように年額2万5,100円、その20カ所ということで、50万2,000円ということでございます。

冒頭にもお話ございましたが、18年度から指定管理者制度導入しまして、現在に至っておるということでございます。昨年更新致しまして、期間5年間ということでございますので、平成30年度までは指定管理の期間ということでございます。

委員からも従前からお話がございました点でございます。その鍵の管理等をお願いしとるということで、集会所の管理をお願いしとるところでございますが、御指摘のありました点は今後も検討は踏まえてまいらないといけないと思います。

単位老人クラブさんの話もございましたので、そちらの活動の運営等もあわせて、施設管理の面と含めまして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

老人福祉費。

井上委員。

委員（井上美津子君） 予算の方には、老人福祉の中の利用者負担軽減対策に要する経費で39万円措置をされてたんですけども、これが執行されてないという理由というのを教えてください。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 利用者負担軽減につきましては、実績がなかったということで、済みません、ちょっと詳細な資料を持ち合わせてませんので、後ほど答えさせていただきます。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） その他福祉に要する経費の地域介護・福祉空間整備補助金、この概要についてちょっと御説明して頂きたいんですが。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） こちら軽費老人ホームのコーポまとはがございまして、そちらにスプリンクラーの設置というのがございまして、そちらの経費でございます。補助金を

出すということで、そちらの経費ということです。これのコーポまとはへのスプリンクラーの設置で、市内の対象施設についてはスプリンクラーの設置が全て完了したということでございますので、よろしくをお願いします。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、国民年金費に移りたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 遺族援護費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、人権推進費。

松本委員。

委員（松本 進君） ここも毎回指摘してるし、資料要求もNo.4ですか、部落差別に起因する、これ相談件数になってるけど、差別事象といいますか、相談件数っていうのは実績ほとんどゼロですよ。確かにこれまで取り組まれて、一定のそういうこの理解が深まって、こういうゼロの結果という言い方すれば、成果があるんでしょうけれども。私が言いたいのは、例えばこの予算措置で部落解放団体に50万円もずっと継続して予算措置がされているということで、こういった事業効果という言い方がいいんかどうかはつきりわかりませんが、何でこういう無駄遣いするのかなというちょっと思いがするんです。

ですから、いろんな差別事象があってはいけないんですけども、残念ながらそういうことが起こって、その対策のためにいろんな団体がいろんな交流されたり、いろんな経験交流されたりという問題では一定の成果があったんかもしれませんけれども、国の措置法が廃止されて、こういった現状が、差別もなくなって。

ほんで、確かに予算措置は当初の何百万円からは減っているんですけども、その50万円ということ、事態が本当にこれでいいのかなということ。例えば、会員数がどのくらいおられるのかな、把握されればちょっとお聞きしたいし。普通いろんな団体じゃたら自分らの会費と、いろんな補助金があったら補助金と合わせていろんな活動を、いろんな事業もされてるところもあるかもわかりませんが、そういう事業収入とか会費とかいろんな市の補助金という、こういう収入でいろんな活動をされるというふうにあるんですけれ

ども。こういう会員数なんかもそんなに、減ってるのかなという思いがしますけれども、会員数とか補助金が会費収入に占める割合です、ここらがわかればちょっと教えてほしいなということと、その事業効果はどういうふうに把握されているのかなということが1つ聞きたいということです。

それとあと、ページ数が次になるんか、生活相談員とかいろんなこれに伴う人件費が組まれております。ここで言えば、生活相談員の募集が、社会保険を含めて195万円っていうふうな予算措置もされてるし、あとはそれは隣保館から、全部一緒に言えば隣保館とか、センター費でも生活相談員とか吉名の隣保館長とか、こういった相当人件費だけでも調べたら、生活相談員と吉名隣保館と人権センターの相談員、入れたら600万円ぐらい予算がちょっと過ぎるかも、広がるかもしれませんが、そういう人件費を組まれてますよ。

それと、端的に言いたいのは、こういう部落問題に起因する差別が起こっていない。しかし、従来どおりの、人件費で言えば3人のこういう予算措置をされて、600万円ぐらいかかっている。ここはどう見たらいいのかなっていう、事業効果という言い方が、そういう見方をすればです。

差別が起こってないけども、まだやることがたくさんあって、これだけ相談員がおって、役立っているんだというんがちょっとわかるように何か説明できますか。

委員長（道法知江君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 濟いません、それではまず現在の部落差別事象の現状ということで、確かに資料要求の案件で相談件数ということで、確かにそういう部落差別に起因した相談っていうのは昨今受けておる状況ではございませんけれども。

何度も以前も御答弁させて頂いた分ではあるんですけども、インターネット上での掲示板における不当な差別書き込みというのが現在でも引き続き多くなされているのが現状でございます。こうした書き込みの中には、竹原市内の特定の地域が特定されるような場所の書き込み等も現在見受けられるものもありますので、そういった状況から差別関連のそういった事象が完全に撤廃されたというような認識には立っていないのが現状でございます。

そういった中で、本市におきましては、部落差別をはじめとして、特に部落差別に限らず、また子どもや高齢者への虐待、女性に対するDV、障害者や外国人に対する様々な差別などの様々な人権課題に対して正しい認識を市民の方に持って頂くという重要性につい

て、今後もそういった啓発活動について予算をつけて事業を推進していきたいという考えで、今後も引き続き予算計上をさせて頂いてるというような状況でございます。

また、部落解放同盟に対する補助金についてでございますが、そういった現状もある中で、様々な事業を展開する中で、各種いろんな協力を頂く中で連携した事業に取り組んでいるというようなことで、そういった団体に対して一定の補助をさせて頂く必要があるという認識のもとで、毎年こういった形で補助金を支出させて頂いているという状況でございます。

また、会員についてでございますが、現状補助金の実績報告等で把握してる中での会員でございますが、現在167名の方が個人会員として加入を頂いておまして、それぞれ会費を納めておられる状況でございます。全体のいわゆる予算の中で、会費の占める状況がおおむね約5割から6割程度占めているというような状況でございます。

それからまた、生活相談員等の人件費でございますが、現在3名の非常勤特別職の人件費ということで、1名については吉名隣保館の館長の報酬でございます。残りの2人については生活相談員で、その生活相談員2人のうちの1人はDV関係の専門の相談員ということで、こちらに関しては部落差別に関わっての人権相談というのではなくて、DVに関連した、被害を受けられた方の生活相談を行っているという状況でございます。

現状としては以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 竹原市内での部落差別の相談、私も相談っていうんか、その事象でもいいんですけども、基本的にはそういうもんがないというちょっと認識をして、毎回資料を出してもらってるんですけども。

今日ちょっとあなたの方の答弁は、インターネットで書き込みがあるということで、ちょっと私もインターネットは詳しくわからないところがあるんですけど、それは書き込みがあったというのは、竹原市民が一つは特定できるんかなというんが、それは犯罪ではないからずっと詰めてっていうんがあるんでしょうけれども。だから、そういう特定できて、それはいろんなやっぱ対処できて、ゼロにするっていうんが、なくなった方がいいわけですから。そういう人権侵害の書き込みがあってはいけないと、それをやっぱりあると思うんですが。だから、私が言いたいのは、市民だというんが特定できて、解決策がやっぱり示せるんかなという思いの分と。

ほいで、私が前から言ってるのは、部落差別が解消という言い方や、ゼロとは言ってま

せんよ、だから。解消というのはどういう見方をするかということは、前に例えば1件があつていいという意味じゃないけど。1件が仮にあつたとしても、それがやっぱ市民全体がもう何で今そういう時代遅れなこと言よるんかと。要するに、そういう差別を、部落差別を受け入れられんっていう土壌をつくるというんか、これがやっぱ一番最も大切だということ。1件があつてもいいということじゃないんだけど、仮にして不幸なそういうな、仮に起こつたとしても、竹原市民全体がおまえ何で時代遅れなこと言よるんかと、そんな人権侵害なことを言つてはいけませんよというな、それをつくれればもう私は解消したという言い方もしてもいいという、以前から繰り返して言つてますけども、だからそこを言いたいわけですよ。

だから、例えばこういう今はネットの分で、あなたの竹原市内で差別撤廃はゼロとは言えないと言ひ方するから、言われるから。それはネットであつても、それは誰が突きとめれるんかなと。突きとめられるならそういう対処の仕方があるだろうし、突きとめられなかった場合はどうすんかなと、ずっとこれをこのまま続けるんかなということですよ。

だから、私はそうじゃなくて、さっき言つた市民の土壌っていいですか、それがもう大分できつつあるから。それで、やっぱこういう特別扱ひっていう、50万円も補助金が、よそなんかもうカットしとるわけじゃから、いや必要ないんじゃないかなという思ひでちょっと言つてるんで、そこはどうですかということ、いきたいし。

それからあとは、2点目のDVの分は、それはそれで予算措置でいいんでしょうけれど、私が言ひたいのは、部落問題に関わつて、生活相談とかいろんな吉名隣保館の館長としても事業が、本当に効果あるお金の使い方になつてるんかなということ。もう少しこういう相談なり深刻な事態を解決するためにこういう役割があるんだと、解決してるんだということはやっぱ説明してもらわないと、なかなか説得力はないんじゃないかなということ、何かあればちょっと聞きたいなと。

委員長（道法知江君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） まず、インターネットの書き込みについてなんですけども、特にやはりインターネットの掲示板への書き込みっていうのは非常に匿名性が高いという特性がありまして、確かに委員おっしゃるとおり、どなたが書き込まれたとかというのはなかなか特定するのは難しいという状況でございます。

しかしながら、何らかの形で竹原市内の特定の場所を指して、そういう書き込みがなされるということであれば、ある程度竹原に関係をされる方ではないのであろうかという

な予想もつきませんし、そういった情報を見られる市民の方も多数おられるという認識を持っておられます。こういったいろんな書き込みを間違った認識でもって、いわゆるそういった差別につながるような意識が広がるということを防ぐという意味も込めまして、今後引き続きそういった啓発活動っていうのは重要であろうというような認識を持ちまして、これを放置することによってそういった間違った偏見なり、そういった差別意識が助長されることを防ぐというような意味を込めまして、こういった啓発活動は継続していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、吉名隣保館の役割ということでございますが、これは確かに隣保館につきましては、以前の同和対策事業の一環として国の予算措置を受ける中で設置して、いわゆる同和問題の解決に資するための各種事業を行ってきたものでございます。これは、いわゆる特別対策事業がなくなりまして、一般対策へ移行後におきまして、隣保館におきましては社会福祉法の第2条第1項で位置付けられる社会福祉施設として、または竹原市の人権啓発、人権教育啓発基本計画に基づきまして、周辺地域住民を含めた福祉の向上でありますとか、人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターという位置付けのもとに、様々な地域の交流事業でありますとか、人権に係る啓発相談などの事業を現在実施をしているところでございますので、そういった事業効果、隣保館事業としての事業を今後も各種、相談というものも含めまして実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にしますけど、私はちょっと竹原市内で部落差別の関係の分で、相談件数という、資料の言い方したから24年度は1件だけということで、この1件もインターネットの書き込みなんです。ほいで、今回ちょっと今何件もある言われるから、例えば26年度とか27年度の中でインターネットの書き込みは何件ぐらいあるんですか。それで、竹原市内と推定されるそれがいろんな分があるんでしょうけども、例えば何件あって、ほいで竹原市民が書き込みよんかなというような推定されるんは何件になるんですか。ちょっとそこだけ最後に。

委員長（道法知江君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 濟いませぬ、全体数につきましてはかなり多くの書き込みがあるので、ちょっと集計を申し訳ない、してないんですけども、竹原市内に係る書

き込みということに関しましては、平成26年度で32件確認を致しております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

難しいですね、インターネットという点もそれぞれ。

副委員長。

副委員長（堀越賢二君） 匿名での書き込みということで、これ非常にうがった考えなんですけど、自作自演といったようなこともこういうような掲示板では多くあります。それがいろいろ社会問題にもなってますし、本当にくだらん内容で、ほんまにばかばかしい内容で、もう見るにも値せんっていうようなところに、その部分だけ取り上げるんでなくて、もしそこが市の予算もここにいつている、非常にもうゆゆしき問題であるということであれば、IPアドレスの特定ですとか。事件ではないんですけど、今後こういったような人権侵害が続いていると、竹原市においても非常に問題視しているから、こういうような書き込みをした人のIPアドレスの公開をしっかりと請求して、向こう出すか出さないかわかりませんよ。そういうアクションをしっかりとされて、尚且つじゃあその人が特定された場合のしかるべき処置をする、そういうとこまでやっぱりやっていかないと、誰が書いたかわからんようなことに一喜一憂したって余りにもばかばかしい。書いてある内容については問題ありますけど、そこら辺はしっかりと対応した上で、今後もまだ減らないということであればまた次の策っていうことにもなると思いますので、そこら辺はしっかりと見極めて。また、市民の皆さんも余りばかばかしいことに左右されないような意識を持ってばいいだけのことなんで、見て事実でないこととか、勝手な思いで、単なる愉快犯というような位置付けのようなくだらん人たちの集まりなんで、そこへ時間を割いて見るようなことももったいないので、もし今後そういったようなんが続くんであれば、続かないような措置をしっかりとして頂きたいと思います。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようでしたら、次に移りたいと思います。

8番目の福祉会館費に移ります。

172ページの福祉会館費ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 次に、隣保館費に移ります。

いいですか。

隣保館費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） なければ、次に移ります。

人権センター費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） これもないようですので、後期高齢者医療費。

後期高齢者医療費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、老人福祉費に移ります。

老人福祉施設費、事業費です、ページ数180ページになります。

事業費。

松本委員。

委員（松本 進君） ここへは黒滝ホームの運営費っていいですか、事業費ですけども、ちょっといろいろ確認しておきたいことがあるのは、この管理費の中に入っているんですか、このニーズの中に入ってるんか、いろいろ私が聞いてるのが、施設がもう老朽化してますから、いろいろ修繕とかあって、修繕する場合の負担割合はあるということで、それも毎回聞いとるんですけども。この決算年度において修繕をされて、それはこの中の管理委託料に入ってるんか、幾ら、要するに26年度はどういった修繕をして、市の負担、あとはこういう委託先の負担というのをちょっと教えて頂きたいなというふうに思います。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 済みません、お待たせしました。

黒滝ホームの指定管理料ということでございます。

決算書にございますように、施設管理の委託料として198万4,800円ということに致しております。ございましたように、維持修繕に関しましては、おおむね50万円を目途に致しまして、相手方と協議してやっております。

26年度につきましては、申し訳ございませんが、こちらは大体事務費の2.5%とい



うことを基準に致しております。26年度、相手方とどの程度と、維持修繕に要したかというのはいちと細かい数字は設けておりませんので、これもまた後ほどお答えさせて頂ければと思っております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか、事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、児童福祉費に移ります。

児童福祉費、よろしいですか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 子育て世帯臨時特例給付金っていうのがあります。こちらには185ページには載って、2億2,595万円です、出てますけど、この子育て世帯臨時特例給付金の予算だけは3,190万円という予算にはなつたと思うんですが、これで給付金を受けてない方がいらっしゃるのかどうか。

それから、これの啓発とか案内とかというのに漏れはなかったのか、教えて頂きたい。

委員長（道法知江君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 子育て世帯臨時特例給付金についてなんですけど、これにつまして、当初対象者ということの把握を致しまして、3,190人に対しまして郵送を発送しとるということでございます。

済みません、これについては補正でございますので、見込みとして3,190人を当初予算計上したということでございます。実際に発送ということで、対象者数と致しまして1,590件、人数と致しまして2,778人ということで、申請書の発行対象を発送しております。その中で、該当ということで1,465件、人数と致しまして2,595人が該当したということでございます。その中で、公務員と致しまして116件、人数に致しまして119人があったということでございます。非該当と致しまして、38件、59人ということ。それと、未申請者と致しまして87件、124人ということ。

この部分についてどうなのかというふうなお話、質問ではございますが、やはりこの中に特例給付という形で、児童手当の方の特例給付、要は所得制限がございますので、所得制限を超えた方につましては、今回のこのたびの臨時特例給付は非該当という形になりますので、そういった方も含まれているということ。それが23件、35名という形になっております。

その他ということ、把握をし切れてないんですが、64件、89名という形で、発送対象者の中からそれだけの方が未申請だったというふうな現状がございます。こちらについての対応なんです、まず一番最初に6月30日に1,474件の申請書を発行したということ、未申請者に対しまして11月に勧奨通知を行ったということがございます。対応と致しましては、そういうふうな状況で対応したというふうなことで、最終的には先ほど言いました64件についてはちょっとどういった理由かというのは把握し切れてないというふうなところが現状でございます。

26年についてはこういうふうな状況でございますが、今年度の方につきましてもございますので、そういったことがないように今現在対応しとるというふうなことでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） やはり今年度もあるので、今おっしゃられたように対応して頂きたいと、しっかり対応して頂きたいと思うし。本当に1万円という金額ではあるんですが、やはりそれが生活の一部になるっていうことも、可能性は高い方もいらっしゃると思うので、しっかりと対応をして頂きたいと思います。

以上です。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、保育所費に移りたいと思います。

今田委員。

委員（今田佳男君） 189ページの13番ですか、私立保育所委託料で、これ人数なんかの調整だと思うんですけど、予算が2億4,500万円ぐらいで、決算が2億5,300万円、これの誤差というんか、差の生じた理由をお願いしたいのと。

それから、これは27年の予算になってきますけど、今度こういうのがなくなって、おそらく認定こども園ですか、あっちの方に予算が変わっていくというようなことになるんか、その2点をお願いしたいです。

委員長（道法知江君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 私立保育所の運営費についてなんです、運営費につきましては、予算の段階で子どもの数、各私立保育所に通園する、通所する子どもの数によ

って単価が決まっておりますと。その単価におきましても、保育所の規模によってそれぞれ変わってくるということで、各私立保育所の見込み、通園数の見込みを出すということでございます。ですから、その差については実際の見込みと実際に通園された子どもの数の違いというふうなことでございます。

それと、新年度という形で、今度私立保育所の方が認定こども園という形になりますので、そちらの方でちょっと費目は分けとるというふうなことになります。

以上です。

委員長（道法知江君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 濟いません、確認で、だから費目が変わって、認定こども園の方へ予算がもう上がってるということで、よろしいということですね。

子ども福祉室長（井上光由君） そうです。

委員（今田佳男君） 了解です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 施設の耐震化の分でちょっと確認を含めてお尋ねしたい。

これは平成24年9月、3年前の資料なんですけど、竹原市内の保育所の施設で13棟あって、昭和56年以前の、要するに耐震化が必要な分が9棟、13棟のうち9棟必要で、この資料ではその当時3年前の耐震化率がこのくらい、公立、私立含めての施設なんですけども、耐震化率が46%しかできてない、これは3年前の資料なんですけど。たしか市の計画期間は27年度、今年度末で100%の耐震化するというふうに伺ってたので。確認を含めてお尋ねしたいのは、この26年度決算時点では耐震化率が何ぼなってるんか。今年度は100%、じゃあオーケーなのかということを確認だけしておきたいというふうに思います。

それともう一つは、ここにある19です。保育士の処遇改善、今600万円ぐらいとか予算措置がありますけれども、端的に言えば月給が、賃金がどのぐらい上がったのかなと。何ぼ上がったのかな、年収では何ぼ、金額はしとれんでしょうけども、月収ではこの補助金で、これも市の処遇改善、特に給料ってもんが1万円上がったんか2万円上がったんか、それをちょっと端的にお聞きしたいというふうに思います。

委員長（道法知江君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 保育所の耐震化の状況ということで、まず1点目でございます。

平成26年度の耐震化率ということでございますが、率ということではなしに、改修と申しますか、そういったことで申し上げますと、私立、今現在は先ほど言いましたように、保育所ではなしに認定こども園の方に私立の方は移行しております。

この私立のこども園、これ5園ございますが、そのうち明星こども園、賀茂川こども園、中央こども園、大乘こども園については新耐震基準ということになっております。それと、1園、忠海東部保育園につきましては、特定建築物ではないということで耐震診断を行ってないというふうな状況でございます。

公立の保育所と致しまして、公立の保育所は6園ございます。そのうち、大井保育所と吉名保育所は新耐震基準ということになっております。残り4園のうち、特定建築物で竹原西保育所、竹原保育所、東野保育所については特定建築物ということで耐震診断を行っている状況になりますが、耐震結果につきましては、東野保育所につきまして倒壊の危険性が低いというふうなことになっております。

竹原西保育所、こちらの方の園舎につきましては、倒壊の危険性があると、遊戯室については倒壊の危険性が高いというふうな判断になっております。

竹原保育所の園舎につきましては、倒壊の危険性があるということ、遊戯室については倒壊の危険性が低いというふうな診断が出ております。

この状況、今後におきまして、公立保育所につきましては、あり方検討委員会の報告を受けておりますので、その内容を整理する中で、耐震につきましても整理してまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願い致します。

状況につきましては、松本委員、3年前の状況をおっしゃられましたが、それと変わってないというのが現状でございます。

それともう一点、保育士の処遇改善についてなんですが、月額どれぐらい上がったのかというふうなことでございますが、これにつきましては、各私立のこども園の方に、済みません、その当時は保育所になりますが、保育園の方に交付をしております。

交付の方につきましては基準がございまして、園の規模と支給単価というのが、子どもの数によってそれを計算してくというふうなことになっておりますので、各園によってその基準の方が違いますので、一定の単価ということではございません。ですので、その配分については各園に任せておるということではございますが、それぞれの支給方法について当然市の方に報告はございますので、その中身を確認させてもらっております。大体の保育所につきましては、経験年数によって価格差をつけるというふうなことでござい

す。

支給方法につきましては、各園とも12月の賞与の方に上乗せで支給をしたということでございます。

1人当たりの平均ということでございますが、6万7,195円が1人当たりの平均ということでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 処遇改善の分で、ちょっと私も国のこういう600万円というんか、補助の分が恒常的にくる分かどうかという、そこも含めてなんですけど、本来やっぱりボーナスという、賞与というところだけの反映ではもう一時的なものということで、月々の給与という、別枠とはちょっと違った意味がありますから。

だから、今ちょっと気になるのは、上がったこと自体はこれだけお金を支出してるわけですから、平均で6.何ぼと何万円というボーナスの改善っていうのはわかるんですけども。本来の趣旨からいったら、この処遇改善の趣旨というのはボーナスというだけじゃなくて、月の給与といいますか、やっぱりあつこに反映させないと、安定的な人員の確保といいますか、それは難しいんじゃないのかなというんがあつて。その配分を任せてやるという言い方があつたから、もう少し枠をはめて月額の給与に反映できるような、やっぱりそこはできないのかなというんがあつて。実際、6万円を12で割ったとしても少ないんでしょうけども、今のこういう保育士の給与のあれがです。ですから、そこらが改善という分と、この保育士の確保といいますか、その関係でもう少しやっぱり改善できるんじゃないのかなということについてどういう意見を持っておられるのかと、聞きたいんですが、再質問です。

それともう一つは、耐震化の分は、ちょっと最後に気になるんが、私が今挙げた分と耐震化率というんですか、これは3年前ですから、さっき言った必要な全棟数は13棟あつて、先ほど数言いました。46%の耐震化率といったような、極端に低いというんが現実だと思うんです。

それで、特に忠海東部保育所の件をちょっと言われたら、特定建築物でないから耐震診断をしてないというようなちょっとニュアンスで私は聞こえたんですけども。あつこの経過はいろいろ民営化という、民間というんですか、公立から民営化するという経過も私は知ってますから、やっぱりきちっとした保育っていうのは、市が責任を持つというんが今

の法律でもあるわけですし。たまたまやっぱり民間のところに任せているというだけのことといえますか、そういう手法をとってるということの是非は置いて。しかし、子どもたちの安全という、命というもんは、1人でもというちょっと言い方をしてるんだけど、本当市民の宝として、あっこは今までの公立から民営化という経過もあるし、そら民間委託に任せた中での採算上のこともありますから、そこであなた方が責任を持ってやりなさいよというのはちょっとやっぱり不可能だと思うんです、現実に見て、この間変わってないわけですから。ですから、そこは何らかの支援措置をして、特定建築物でなくても、子どもたちはそこにおられるわけですから、やっぱり市としても責任上、これは早急な耐震診断なり、耐震化をやらないといけないんじゃないかなと思うんですが、そこ改めてもう一回聞いときたいと。

委員長（道法知江君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） まず、1点目の保育士の処遇改善についてなんです、月々の給与の方に反映させないと保育士確保にもつながらないというふうなこと、そのことについての意見ということでございます。

これにつきましては、平成26年、25年の2カ年今まで処遇改善についての補助金が臨時的に交付されたというふうな実情がございます。要は、そういった臨時的な補助に対しまして、施設の事業者と致しまして月々をベースアップしてくということになりますと、規約の方の改正も当然必要になってくるというふうなこと。それを一旦上げますと、じゃあ今度は補助がなくなったから下げますというふうなことにもちょっとなかなかないというふうなこともございますので、そういった理由もあって12月の賞与の方に上乘せをしたというふうなことはお聞きしております。

支給方法について関与ということではございますが、やはりそこまで市の方が関与することはなかなか難しいということでございます。

今後についてどのように考えるかということではございますが、現在こども園の方に移行しております。このこども園といいますか、平成27年度から新しい子ども・子育て支援新制度という形で制度の大幅な改善といいますか、改修が行われました。その中で、運営費の方につきましてもいろいろ国の方が変更してきると、その変更の中に処遇改善の部分も含めて運営費の方を算定してくというふうな形でございます。

この制度の完成といいますのが、やはり消費税10%というのが大前提ということではございますので、まだ10%になってないという段階の上で、その10%の方が反映でき

るのが平成29年度からということでございますので、30年度というふうになるというふうなことでございますので、その30年度を目途に国の方が運営費の方の改善を段階的にしてくというふうなことはお聞きしております。そういったことでの改善という形をとっていききたいと、とっていくというふうな中身でございます。ですので、保育士処遇改善についての考え方につきましてはそういうふうには、市と致しましても考えとるということでございます。

それと、耐震につきましての忠海東部保育園、現行の東部こども園についてなんですが、過去の経緯と致しまして、公設から民設という形で移行したというふうな経緯がございます。その中で、市としての責任というふうなことのお話でございます。やはり今民間事業者による民設の施設ということで、無償での借地、借家といいますか、貸し付けというふうなことでございますので、そういったことをどのようにしてくかということは当然その事業者との話、協議というものが事前に必要かと思えます。現段階におきましては、そういったところのお話というものはまだ行われておりませんので、そういったことも含めてどういったことがあるのかということをお話をして今後において調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 忠海保育所、子どもの関係ですけれども、やっぱり地域のいろんな子育ての中核的な施設ですから、余り金を絞ってというふうには聞かなくていいから、それはもういけないんじゃないかなと思うんですよ。

だから、それは災害がいつ起こるかわかりませんが、それは明日起こるか30年後かわかりませんが、やっぱりそこにお金をつぎ込むということ事態は、子どもの命に関わる分ですから、決して無駄とかというふうな、推しはかれないって思うんですよ。もし仮に、小学校の統廃合とかという分でも来年するとかという分な話があるんかもしれませんが、そういう統廃合でもないし、存続してほしいという面から見たら何らかの形で、耐震化で、安心してそこに保育できるような施設というのは、やっぱり市が責任を持たなくちゃいけないということだけはちょっと指摘なりしていきたいです。

委員長（道法知江君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、ないようですので、児童福祉施設費に移りたいと思ひ

ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、母子福祉費。

井上委員。

委員（井上美津子君） ひとり親の部分なんですけども、母子自立支援教育訓練給付費というのが10万円、予算的にはされてます。25年度には予算として10万円で、1万1,800円という利用の状況でした。これを、このたびなかったということなんでしょけども、今後どうされるのか。啓発をしていかないといけないと思うんですが、もしこの給付費をそのままするんであれば、そういう方がいらっしゃるかどうかっていうのもやっぱり検討していかないといけないと思うので、ちょっとここの給付費のことについて教えてください。

委員長（道法知江君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 御指摘の給付費についてなんですけど、この事業につきましては、ひとり親家庭の親につきまして、免許等の資格という形で10万円を限度に補助してくというふうな内容になります。こちらにつきましては、ハローワークの方での支出といたしますか、同様の制度がございます。ですので、まず相談があった時にはハローワークの方の制度をまず利用されるようにアドバイスをしていくというふうな制度になりますので、そちらの方をまず利用して頂くと。そういった雇用保険等を掛けておられない方、その制度に漏れる方に対してこの予算計上しとるというふうなことでございます。

実際、26年度執行がなかったということで、少なかったということですが、要は全く利用がないということではなしに、ハローワークの方の制度を利用されたということがございますので、それを補完するための制度というふうに考えておりますので、今後におきましてもやはりそういったセーフティーネットといたしますか、該当にならない方のために予算は計上していきたいというふうなこと。実際に利用は少ないとかなかったりはするんですが、やはり相談件数年に1件、2件はある中で、そちらの方はハローワークの方の制度に該当されとるというふうに認識しておりますので、状況と致しましてはそういう状況でございますので、御理解の方お願い致します。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 相談があるということで、それでハローワークの方を使ってくださいということだったと思うんですけども、やはりそれから雇用保険は掛けてない方に対



してこれが執行はできるというような状況だと思えます。

やはり今から雇用保険を掛けておられない方が出てくる可能性もありますので、そういうところはしっかりと対応して頂きたいと思うし、これからもこういう制度があるということをしつかり啓発して行って頂きたいと思えます。

もう一つ、ごめんなさい。母子高等技能訓練促進事業給付金というこの部分なんですけれども、これもやはり今の状況を教えて頂きたいと思えます。

委員長（道法知江君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 母子高等技能訓練促進費についてなんですが、平成26年度におきましては4名の方が対象という形で、決算額378万8,000円ということになります。過去の経過、経緯と致しまして、やはりピークと申しますか、一番多かったのが23年度、この時に9名の方が該当しております。これにつきましては、以前ちょっとお話しさせて頂きましたが、制度を開始して周知していく期間がありますので、それが周知されるのにある程度時間があつたのかなというふうなこと。制度を開始したということは、母子の対象者、児童扶養手当の方が対象になるんですが、その全世帯が対象という形になりますので、一定期間増加していったというふうなことだと思えます。ある一定程度周知がされた後っていいものは、もう皆さん継続して該当されてる方はその制度についてはわかると申すというふうなことをございますので、新たに制度に該当になられた方という者が対象という、ほぼほぼ対象になるのではないかなというふうなことを考えております。そういったことで、現在26年度が4名という形ですので、今後におきましては4名、5名の方が継続して該当というか、申請をされる、平均すればされるのではないかなというふうにございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） やっぱ4名、5名としても継続がしていられるように、また新しく申請ができる体制っていうんですか、環境づくりというんですか、そういうものをしっかりと頂きたいと思えます。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） なければ、児童手当費に移りたいと思えます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 次に，生活保護総務費に移ります。

生活保護費の総務費に移ります。

松本委員。

委員（松本 進君） 生活保護の分で，資料1番，3番の資料ですか，ここに毎月を出してもらってるんですけども，例えば資料を見ますとですと，相談件数のことで25年度，26年度を比較した場合，極端に低いと，25年度が106件の相談件数が，26年度は65件というんで，41.2になるわけです。それとやっぱり4割近くこの相談件数が減っています。それと同じように，この申請件数，保護の申請件数も25年度が45件から26年度は26件と，半減っちゃうたらちょっとおおげさかもしれないが，それとやっぱり4割近く減ってるわけです。それで，これをどう見たらいいのかということをやっとお聞きしたいんで，この減った分で本来この生活保護の目的ですから，保護という相談なり申請して，ルールにのっとって保護対策ということが当然なんだろうけれども。この極端に減るといふ見方をどう見たらいいのかということをお聞きしたいのと。

それから，ここにあると思うんですが，自立支援相談員というのがあるんですけど，この事業に当たって生活保護を受ける前の人っていうんか，受けた人っていうんか，その分が自立支援のためのこの相談員を置かれてるっていうふうには私は認識してるんですけども，ここが大きな働きをして，この大幅減になってるんでしょうか，そこらの関連を含めてお尋ねします。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 生活保護制度に関する御質問でございますが，確かに相談件数等減っております。大幅な減になっているという御指摘でございますけど，資料にありますように，対象の人員は増えているという状況がございます。分析は確かに必要だと思います。景気の動向等も当然影響はあろうかと思っております。この辺は調べる必要があると思っております。

自立支援相談員ということでございまして，お話ございましたように，確かに自立ということ。また，平成27年度からは被保護者の就労支援嘱託制度ということもございまして，そちらの方で自立と就労あわせて行っておるということでございます。

相談につきましては，生活保護以外の相談もございまして，確かに生活の自立ということもございまして，社会福祉協議会の方にも自立支援に関する相談窓口を設けておりま

して、そちらと連携を行っておるということでございます。

生活保護の基本は、確かに自立まで持っていくというのが大原則でございますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） この相談員の大幅減っていく分では、ちょっと確認を含めて、私の理解が間違いなら指摘してもらいたいんですが、制度が変わっているんな申請する分の、制度は私今年からじゃった思ってるんですが、去年からちょっとそこへ影響があったとしたらそれを答えてもらいたいんですけど。

要するに、申請する時にいろんな扶養義務に関わる分が、今条件が私から見たら厳しくなって、この申請が受けにくくなってるというな、法改正っていいですか、それがちょっとあったような分は、私は今年度じゃなかったかと思ったんですが、これは大幅減になってるから、その影響なんか。その分析さっき要るって言われましたけれども、景気がこれだけ竹原市が極端によくなってるというのは誰が考えても思えないんで、ちょっとやっぱり不思議なんです。ですから、制度に関わっての、要するに利用しにくくなっているのかなということは影響してますでしょうか。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 申請に来られた方は当然相談を受けております。その際に、緊急性があるとか、当然御本人あるいは扶養義務の方の資産の方も当然調べさせて頂いた上で対応致しております。その際に、見通しがあるないということから、その相談件数に影響があるのかどうかわかりませんが、当然1回の相談ではなくて、複数回いらっしゃる方もございます。その時々で、その方の現状を踏まえまして対応致しておりますので、その点は御理解頂きたいと思えます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） そのほかにもございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 次に、災害救助費の災害救助費に移ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、衛生費、保健衛生費に移ります。

保健衛生総務費。

それでは、衛生費に移ります。196ページからの保健衛生費。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、保健衛生総務費、さっき言いましたよね。  
保健衛生総務費。

いいですね、ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないということで、健康増進対策費。  
よろしいですか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） ここで人事管理に要する経費で、時間外勤務がとられてるんですけど。

委員長（道法知江君） 総務，総務。

委員（竹橋和彦君） いやいや，下，健康増進対策費，199。

委員長（道法知江君） 人事に関することは総務ということで。

委員（竹橋和彦君） こういう項目が随所に見受けられるんですけど，常に時間外がここにはめ込まれてる。

委員長（道法知江君） あったんですね。

委員（竹橋和彦君） さっきの総務費も65万円に対して149万円の時間外が発生してる。これをいろんな部署で時間外が組まれてるんがたくさんあります，この中にも。これなぜ一緒にできないんすか，最初の同じ人件費の中だと思っんですけど。

市民生活部長（今榮敏彦君） あのですね，そこは我々の範疇ではありません。さっきも言ったんですが。

委員長（道法知江君） 総務です。

委員（竹橋和彦君） 総務なんですか。

委員長（道法知江君） 総務です。

委員（竹橋和彦君） 了解です。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 済いません。201ページ，下の方なんです，30代健康診査委託料っていうのが予算的には38万円ついておりました。8万8,690円という執行になっております。これの内容，内訳を教えてくださいたいと思います。

委員長（道法知江君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 健康診査につきましては，特定健診が40歳以上となっております。それに該当しない方を，竹原市独自として30代の健康診査を実施しております。

実施数につきましては，手元に資料がございませんので，また後ほどお伝えしたいと思います。

委員長（道法知江君） よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 予防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので，環境衛生費に移ります。

環境衛生費ございませんか。

なければ。

じゃあ，環境衛生費ないようですので。

205の墓地清掃業務委託料。

委員（松本 進君） 資料要求をちょっと今日出たばかりで見ないんですが，ちょっと資料要求も出させてもらっているんですけども，ここの墓地清掃の分で，収入の分は今度はもう終わりましたけども，歳入で。管理費っていうのが，67ページに110万円ぐらい歳入で管理費というんが入っておるんですけど。あとはこっちが歳出で，そういう墓地清掃費がここに予算化が33万5,000円余りちょっと出されてます。ですから，全体の歳入の方はここじゃないんかもしれないけど，一応歳入はお金が管理費が入って，それに伴う今度は墓地の清掃というふうになっていると思うんです。ですから，これが33万円何ぼ，あとほかにも多分あるんじゃないんか思うんですが，そこらがあればちょっと教えてほしいなど。歳入に対して歳出のこれがどうなんかというんと。

それで，あともう一つ，清掃の範囲で気になるのは，前の管理費の分の言い方で，要するに共用部分っていうんか。共用部分というここはちょっと言い方があって，特に私も親

戚がそこに墓地がありますから、もういつも気になるのは、その墓地が墓が立ってるその区画のところは使用料払ってやって、あとは通路部分っていいですか、通路分とかトイレとか電気代とか、共用部分が管理費でお金を出してるというふうにちょっと理解してるんですけども。ちょっと聞いたかったんは、確認したかったんは、共用部分のここでの管理といいですか、草むしりとかいろいろその清掃、ここに清掃が入ってますけども、そこらは共用部分の分は私はその管理費に入ってきれいになってるんかなって思うたりしたんですが、実際問題はなかなか、行ったらきれいになってませんから。それは、自分のところはやっぱり独自にやってるんですけども、そこはちょっとどうなん、管理費は取られてるけども、出してるけども、清掃はうまくいってないというふうにちょっと思うんで、そこらを説明してもらえば。

委員長（道法知江君） 収支の報告書、資料として出てるんですけど、それ以外。

委員（松本 進君） それ全部。

委員長（道法知江君） 資料で出てるんですけど。

委員（松本 進君） これは見てますけど、僕さっきのエリアなんか、そこエリアだけでもいいんですけど。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 収支につきましては資料の方で御確認をお願いしたいと思います。

エリアにつきましても、あそこのいわゆる我元行墓地と言われている部分につきましては、市の方で管理しております市営墓地のほかに民間の方の墓地も隣接しております、市営墓地につきましてはこちらの管理経費にございますとおり、修繕料また清掃委託という形で随時草が伸びているところ、あるいはごみ、また修繕、溝の掃除とかそういう部分については職員の方が確認して、必要に応じて対応させて頂いてるところでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 1つ確認しますけども、この清掃の分で33万5,000円の中に、さっき言った私のところもありますから、知り合いのこの墓地がありますけれども、要するに通路とかという共用部分が、その分が確かに広いところになるから、われらは毎回行った時には草とかササとか、そういうふうに管理ができてないというちょっと受けとめするわけよ。

だから、その管理費の中、私らその利用者から見たら管理費が、そういうさっきここにあるような水道光熱とかいろんなの含めて通路部分の清掃管理も入ってるよというんが、当初の2年前でしたか、できた時の説明じゃったから、そこはちょっと実態がかけ離れてるんかなという思いがあったんで、そこはどういうふうに整理されとるんかなということなんです。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 現在の管理費として1軒2,400円、年間頂いておりますけど、こちらの収入をもって、下にありますとおり管理経費ということで修繕料あるいは清掃委託という形で実施させて頂いております。

なお、管理費の清掃等については、随時という形ではなし、定期にやっておりますので、どうしてもその間に草が伸びてるということがあるかとは思いますが、この範囲の中で定期的に現在清掃活動を実施しておりますので、よろしくお願い致します。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

それでは、午後1時よりまた審査を再開したいと思いますので、よろしくお願い致します。

午後0時04分 休憩

午後0時56分 再開

委員長（道法知江君） それでは、午前中に引き続き決算特別委員会の審査を行いたいと思います。

市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 濟いませぬ、朝の説明に対象者に違いがありました。特定健診が開始後、対象者が30代から40歳以上の生活保護の世帯の人、30歳及び35歳の人に変わっております。平成26年度の実績については、合計して11人です。

委員長（道法知江君） 井上委員。

副委員長（堀越賢二君） この分。

委員（井上美津子君） この部分。

委員長（道法知江君） 特定健診の分。

はい。

委員（井上美津子君） 濟いませぬ。今人数11人ということなんですけども、やはり少

ないという……。

委員長（道法知江君） ページ数201ページ。

委員（井上美津子君） 201ページです。

どの健診にしてもがん検診にしても何にしても、健診率は低いということでもありますから、やはりしっかりと健診をして頂いて、病気にならないようにして頂くのが一番いいと思うので、これからも30代だけではないんですけども、そういうところに一生懸命啓発っていう部分をして頂きたいと思うんですけども、ちょっと啓発について少しお話を頂きたい。

委員長（道法知江君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 若年者への健康診断の啓発については、市としても力を入れておりますので、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

委員長（道法知江君） 午前中の資料不足について福祉課。

福祉課，福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 福祉課からはページ数が163ページで、老人福祉費ですが、決算書の方では該当がない事業でございます。内容としましては、利用者負担軽減対策に要する経費，こちらが実績がないということでございました。この一覧につきましては、介護保険におきます低所得者の方の利用者の負担の軽減の事業ということでございます。項目が2つございまして、1つが障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置。

もう一点が、社会福祉法人等による生計が困難な方に対する軽減の制度ということでございます。こちら、過去の実績等を踏まえまして、障害者ホームヘルプサービス、また社会福祉法人等による生計困難者の利用者負担額軽減，こちら8人を見込んでおりましたが、実績がないということで今回ゼロということでございます。こちらにつきましては、補正予算等でも返還の際に御説明をさせて頂いた事業でございます。

以上でございます。

もう一点でございますが、181ページの関係でございまして、黒滝ホームの維持修繕の話がございまして、維持修繕につきましては、平成26年度は特に改修の状況がございませんでした。平成20年度から平成25年度までそれぞれ市と黒滝ホームで負担を求めまして行っておりましたが、26年度は実績がないということでございます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 福祉課長，今のおおむね50万円程度というのは先ほどの答弁で



あったと思うんですけど、その辺は。

福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） それは事態があった場合はそのように対応しておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（道法知江君） ありがとうございます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 濟いません、決算書では205ページになりますけれども、墓地清掃等業務委託料の内容につきまして説明をさせていただきます。

こちらの委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しているものでございますけれども、年3回の草刈り、またトイレ及び施設内の清掃、ごみ運搬、このトイレ清掃、ごみ運搬については毎月1回ということで、これらの業務を含めまして委託料として33万5,235円を決算として決算しているものでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） ありがとうございます。

それでは、引き続いて火葬場費に移りたいと思います。

松本委員、マイクのスイッチをお願いします。

委員（松本 進君） 業務委託の分があつて、それでちょっと今日は余り詳しくはいきませんけれども、前に一般質問でも出された業務委託の内容で私が一番気になったのが、質問の内容が最低賃金を割るような事態での委託をしとると、それがあつて何で指導せんかったんかという指摘ありましたよ。だから、ああいう事態は、それは事実なら大きな問題ですよ、それはどっちにしても。ですから、それは一般質問でちょっとあつたから、関連で聞きたいのは、市としては少なくとも事実関係は確認しなくちゃいけないし、委託しとってその委託からまた下請の委託というんか知らんけども、事実確認としてああいう最低賃金を割るような事態で仕事させとって、それが委託してからは知りませんよということがあつてはならんと思いますけど、事実関係だけを。

あと、どういう改善措置をとったんかを聞いておきたい。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 火葬業務の委託につきましては、委託事業者に対しまして毎月の報告を受けて、報告書の提出を頂いているところでございますけど、あわせて委託者を竹原の方、市役所の方に呼びまして事実確認をさせて頂いたところでございま

す。内容と致しましては、給与等については適正に支払われて、適正に執行されているという状況でございます。

以上です。

委員長（道法知江君） ありがとうございます。

ほかにございません。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 私も先日火葬でちょっと行ったんですけど、これ仕様は2人なんですか1人なんですか。常に。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 今は、済いません、仕様書を用意してないんですけども、仕様と致しましては、体制として2名体制という記載がございますけども、その他いろいろございます。2名についても、バックアップ態勢も含めて今2名以上確保されているという状況でございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 竹橋委員，よろしいですか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 実際には、先日も私らで抱えたんですけども、1名の方しかいらっしやらなかった。大体私が今まで上がって、大体1名で、何件かあった時に2名ぐらいいらっしゃるのかなってというイメージがあるんですが、今まで私が山に行って抱える時は大概私らで抱えてる状態だと思います。

以上です。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 火葬場におきましては、1人体制ですかということがあるということの御意見でございますが、業者の方にそのあたりもしっかり確保するよう現在も指導している状況でございますので、御理解お願い致します。

委員長（道法知江君） ほかに火葬場よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、母子保健費に移ります。

母子保健費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、原爆被爆者対策費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、毒ガス障害者対策費。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、公害対策費。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 診療所施設費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 保健師設置費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、保健センター費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、清掃費に移ります。

清掃総務費。

松本委員。

委員（松本 進君） ここと次の関連なのかもわかりませんが、清掃費に係ってちょっと確認しておきたいのが、廃棄物の現状に係って団体の職員、資源物回収の団体となっていますか、あれはこの予算措置近くに190万円、200万円弱ほどされているんですけども。

委員長（道法知江君） 報償。

委員（松本 進君） うん、報償されているんですけども、ここの分はいろいろ団体等で頑張っておられるっていうのは僕もいろいろお聞きしたりはして、必要で、そういう一からやってもらいたいっていうのはあるんですけども。

前から私は気になってるんは、現状に関わっての市としての独自の対策というんか、あれを繰り返し言って、一般質問でもやりましたけれども、目標数値は上げたけれども、実績はまだそこへ行ってない。逆に、増えているという現状、資源化が後退しているといえますか、そういうふうな数値を上げて言いましたけれども。

率直に言って、今市が進めている大規模焼却あるじゃないですか、あれはもうどんなも

んでも燃やせるから、極端に言うたら資源化が必要ないんですよ、これには、資源原料が。端的に言えば、燃やす物が足りないから、そんなにやる必要ないよという仕組みをやっぱりつくられているっていうのは私は危惧してるんです。

ですから、何回も私はここで、この一般質問で言いましたし、現状は最低限市が決めた12年間でしたか、その1人当たりの現状、資源物の資源化、どうなのか。僕もやっぱり最低限やっていかないと、本来なら地球環境の負荷とかいろんな考え方はあるんでしょうけれども、今の時代の流れに逆行すると思うんです。ですから、さっきもう一回くどいようかもしれないけども、何ぼ今大規模焼却で燃やすもんが足らぬぐらいだということはあったとしても、私は市として独自の減量化をやっぱり、目標数値はどうしてもやらなくちゃいけないということについての取組が、本当のどうなんかなということをちょっと確認だけしときたい。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） ごみの減量化の取組ということでございます。

決算書でいいましたら215ページの減量に要する経費というところでございますけども、資源物回収につきましては、決算額197万6,928円というところでございますが、こちらについては26年度におきましては17団体の方で資源回収をして頂いております。こちらに対する報償という形になっております。

そのほかと致しましては、現在取組と致しましては生ごみ処理機の補助と致しまして、次ページでありますけども、10件、17万1,000円として補助金を交付させて頂いているところでございます。

その他ではございますけども、現在広報等確認頂きましたらわかりますとおり、毎月ごみの資源化、リサイクル化を推進していこうということで、毎月特集を組みまして広報等の掲載をさせて頂いているところでございます。

ごみの減量化の取組については、やはり市民一人一人の減量化、リサイクル、資源化の意識の向上が一番大切だろうということで現在周知、啓発に努めているところでございます。

また、決算の内容とちょっと違いますけど、ごみの先ほどの資源化ではございますけども、資源化については新施設でも引き続き新聞、雑誌等、有効的に資源できるものについては、リサイクル、資源化するというところで考えてるところでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 端的に聞いたら、竹原市としてこの26年度で減量化のための審議会を、具体的にこれだけを資源化して減量化するよという会議はやってますか。それで、その点検状況は、目標に対する点検状況はきちとやっぱやってるんですか。だから、私はそれが一般質問であっても明確になってないから、逆の増えてるっていうんか、目標が大幅に後退してるという現状があったから、私の認識が違うんなら、そうじゃないよと、目標どおりいってますよということを明確な、この場でやっぱり報告しなくてははいけないし。

私が気になるのは、ここの負担金は4億何千万円というんがあるけども、平成32年からは大規模施設というたら焼却場だけで120億円、数億円っていう莫大な金を投資しようか思うわけでしょう。そのための今準備しとるわけだから、決算年度は出てこないけども、その着手、土地の取得とかその準備とか、どういうどの施設をやるとか、それはもう準備しとるわけだから。

昨日かおとつか住民訴訟の分が新聞に載ってましたけど、そこまで今日はやるつもりはないけど、いずれにしてももう焼却場だけで120億円何ぼやったか、莫大な金を投資しようとしてるわけですから。私が言うように、極端な話しじゃけど、半分のごみの減量化すれば、今の全体で300トンするんだけども、その150トンとかできるわけじゃないですか。だから、私はそういうこと目指して、いろいろごみの減量化とか資源化、やってからもうこれ以上はできんよと、あとは燃やすしかないでというんなら市民的理解は得られるということは繰り返し申し上げました。だから、そういった最低の目標さえもやらずにあって、あの大規模焼却施設ということは私は、あってはならんと思うんですよ。

だから、もう一回聞くけども、減量化のための具体的な会議はやったことがあるんですか、この26年度は。それで、点検状況はどうなんですかということをもう一回。

委員長（道法知江君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） ごみの廃棄物減量等推進審議会の関係の御意見だと思います。

こちらの審議会につきましては、廃棄物の減量及び再生利用の促進等に関する事項について必要に応じて、市長の諮問に応じて開催という形の審議会となっております。

26年度につきましては、一般質問でこれまでも答弁させては頂いてるところなんですけども、ごみの減量化目標を、数値目標を立てましたのが平成12年のごみの量を基準に

減量化目標を立てさせて頂いてるところでございますけども、その後例えばリサイクル、資源化でいいましたら、市内各スーパーで店頭で回収されたり、またその当時なかった介護保険、また高齢者施設等増えたという関係で、紙おむつ等の排出量も増えてきているというもろもろの当時と違うごみの排出また収集の環境が大きく変わってきているということもございましたので、26年度から今年度にかけて市内スーパー、事業所、福祉施設、医療施設等にごみの排出、また減量化施策どういう取組をされてるかということで、聞き取り調査に歩かせて頂いたところでございます。そういう関係で、26年度には審議会開催はしておりませんが、今年度に入り、その取りまとめについて報告し、審議会で御意見を頂いているという状況でございます。

以上です。

委員長（道法知江君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、次に移ります。

塵芥処理費。

ございませんか、なければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 次、飛びまして、322ページに飛びます。

青少年指導費。

ないようですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、ないようですので、特別会計の方に移らせて頂きます。

国民健康保険特別会計、国民健康保険税に係る項目は除くということで、345ページからです。

保険税は除くということですけど。

松本委員。

委員（松本 進君） 税は除くということでしたけれども、今日は滞納者の問題は控えますけれども、ちょっと指摘させてもらおうと、ここでも国保の滞納者が724人、資料では求めていますから、おってんですけども。ここでも指摘したいのは、滞納者の66%、724人滞納がおられて、その66%、475人の所得はものすごいやっぱり低いんです。低

い人がやっぱ成らざるを得ないというんがまた現実ですし、これは固定資産税とか市民税とかいろいろ滞納者の対応のことも基本的なことは言いました。

ですから、ここは市長のおるところで聞きますけれども、1つここで聞きたいのは、ちょっと私の分の指摘が間違いならあれですが。繰越金のところで、繰越金が入っとるんですか。ここに関わって、繰越金の予定が当初は0だったんが、352ページですか、3,800万円近くに、繰越金にやってますよ。これは、原因は何でこういうことになるのかなと。0だったんが3,800万円も繰り越しできるということで、そういうここまでできるんなら何で保険税の引き下げに役立てんのんかなという関係で、私の思いが違うんならあれですけども、今日そのことの繰り越しの3,800万円、最大の原因はどこなんかなということをお聞きしておきたい。いいですか。

委員長（道法知江君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 繰越金が3,000……。

委員（松本 進君） 0から3,800万円。

市民健康課長（森重美紀君） 3,800万円になったのは、平成25年度の歳入歳出の差し引きが多く残ったということで、ちょっと内容については確認をしていないんですが、平成26年度の場合でいうと、被保険者数が減少して、保険給付費が見込みより下回っていると、そういうような状況が平成25年度にもあったのではないかと思います。

ではありますけれども、執行率としては平成26年度も98%程度は執行しておりますので、3,800万円の残が残ったということではありますけれども、大体例年どおりであったのではないかと考えております。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 要するに、当初は繰越金が0というんでやってて、3,800万円やったら私はやっぱり大きな金額だと思うんですよ。ですから、その以前の前の時なんかもいろんなやっぱり医療費の伸びとかそんなの精査して見込みでやって、これだけは医療費が要りますよということで。あとは、保険料の値上げなんかがその前とかやられているという面では、例えばこういったことが、相当医療費が通常風邪とかインフルエンザというんか、それで数千万円とか要るんじゃないんだが、それはやっぱり予期せぬ事態、医療費が要らんかった、風邪がはやらんかったとかというんで、数千万、4,000万円近くは要りませんでしたよと、そういう説明ができるならいいんだけども。

だから、何かちょっと気になるんは、そういうこの4,000万円近く、3,800万

円ぐらい繰り越しできるぐらいなら、保険税の値上げとか、その負担軽減なんかに使えないのかなというんが私はちょっと思いがあったわけなんです。だから、そこはちょっとどこまでしゃべるんかどうか、今適切そこらがどうかわかりませんが、可能性としてはそういう医療費の見込みが、課題というたらあれだけでも、さっき言った医療費のこれだけ要るんだったんだが、風邪とかという予測しとったけども、なかって下がったんとかという説明があるんなら、不測の事態というんか、予測しとったけども、風邪がはやらんかって流行しなかって、その時医療費少なくて済んだよと、それがこれだけですよとか、一つの例として。そういう説明ができるんならいいんだけども、そこが今はちょっと明確にしてもらえないから、できる機会があったらまた報告してください。

委員長（道法知江君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、介護保険特別会計に移りたいと思います。

409ページからです。

松本委員。

委員（松本 進君） 介護保険でも資料を出して頂いていると思うんですよ。No.3、資料の方出してもらってます。決算の資料です、No.3にあるんですけども。通常いろいろ待機者の関係でいろいろ聞いとるんですけども、今日聞きたいのはその資料に基づいて、少なくとも待機者が162人おって、定数がいろいろと、特養ホームで言えば3施設があって、ここに資料がある。待機者は、419人おって、在宅待機者っていうんか、それが162人、あとは要介護3の人が68人ですよということがあります。

それで、最低限という言い方で聞きたいのは、要介護3以上、在宅で要介護3以上で68人、待機者の16%になるかと思うんですが、こういう方なんかは早急なやっぱり対応が要るんじゃないかなと思うんですけども、残念ながら待機者がなかなか解消できてないというのが現実ですから。

ここはどうがいいんですか、やっぱり前に私がちょっと提案したこともあるんですが、聖恵授産所の下に小規模の二十四、五人ぐらいの入所できるような小規模の、しかも竹原市内に限定したっていうな要請だったと思いますけども。少なくともああいう、小規模の分でもいいから竹原市内に限定した入所できるそういう施設というんか、やっぱ計画的にやらないと、もう68人っていうのは緊急事態だと私は思うんですけども。こういう人の対策は、入所希望が本当に家で苦勞されてる人も一つの明かりというんですか、そのた



めにも小規模とかいろんな入所施設を、入所施設をつくらなくてはやっぱり問題解決できないという、思うんですけれども、その考え方です。これずっと解消されてない、解消できてないという事態が、どうされてるんかなって思うのが聞きたいのと。

それでもう一つは、在宅サービスの分ですよ。これも毎回聞いとるんですけども、この資料にあるように、要介護1から5まで、要するに1もありますけども、この半分以下ですよ、サービスが使える範囲。それは金がないから使いにくいんよと言われてればそれまでなんだけども。本来重度なんかやったら、要介護もう4、5といたら、5と言え一番重度の分ですけれども、その一番重度でも50%のサービス、使えば使えれるよということに、仕組みはなってるんですけども、ここの利用率を、それは在宅で家族が頑張ってるけん、必要ないんがという認識なんか。その利用料、1割負担がやっぱり負担になりますから、その問題が、したら課題としてあるんじゃないんかなという思いがしとるんですけれども。そういういかにも低いこのサービスの利用率というんですか、限度額に対しての5割しか使われてない、介護保険が。そういった事態がどういうふうにとめられてるんかなということと。

それでは、要支援1、2、これは来年度からでしょうけれども、これはちょっと決算とは関わりが直接ではないかもしれないけども、来年4月から、本来なら11月からやったんじゃないけれども、要支援1、2は保険からは外すというこの順序がちょっと今の現状でどうなんかなということだけをちょっと聞いておきたい。

委員長（道法知江君） 待機者については、待ってる方々は非常に切実だと思うんですけども、ここに書かれてる資料の中の瀬戸内園、宗越園、ハートフル竹原中央、これ1人の方が例えば2カ所、3カ所申し込みをされているっていうこともあるのではないかなと思うんですが、この辺も整理して答弁を頂きたいと思います。

福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） まず1点目の特別養護老人ホームの待機者の話でございますが、委員長の方からもお話ございましたように、こちらの入所申込者数は重複の申し込みの方、要支援の方も含んでおりまして、竹原市以外の施設への申込者は除いた方で419人ということでございます。この待機者につきまして、お話ございましたように、在宅の待機者につきましては162人ということでございます。

申し込みをされて、入所を待っていらっしゃる方が全く介護サービスを利用していないということではないと認識致しております。居宅のサービスのホームヘルプやデイサービ

ス、ショートステイ、その他のサービスを複合的に御利用を頂いておると思っております。ただし、そうは申しましても、御家族の方の負担は大変なものがございますので、現在の状況の中でできるだけ居宅サービスを組み合わせて利用して頂いて、何とか家族の方の介護をフォローしていきたいと、そのように考えております。

実際のサービスの利用に当たりましては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、ケアマネジャー、介護事業所、医療機関、市などが緊密な連携を図りまして、そのサービスの展開やショートステイの活用等により対応しておりまして、今後においても同様に取り組んでまいりたいと考えております。

サービスの利用率の話もございましたので、その点も踏まえて行ってまいりたいと考えております。

あと、要支援1、2の方、こちらが現在介護予防で、給付で受けておりますが、こちらのうちの訪問介護、通所介護、こちらが地域支援事業、市町村の事業へ移行ということで、松本委員からお話しありましたように、平成28年4月から移行ということでございます。

現状と致しましては、財源負担割合は国、県、市それぞれ現行どおり財源は確保するというこの中から、現行相当のサービスと多様なサービスで移行ということでございまして、現行相当のサービスにつきましては、28年4月から同様にサービスは展開していきたいということと。多様なサービスにつきましては、まだ今後の検討課題として現在関係機関とともに協議を進めている状況でございます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと時間もあれですから申しますけど、今委員長の関係の分で、重複というふうに言われました。例えば、68人、この資料の中にある要介護3、在宅者の要介護3以上の人は68人っていうんがありましたけども、この中には何人がやっぱり重複されてるんですか。それで、その68人の重複が、そこは正確にやっぱりしてもらわんといけませんよ。68人が半分以上が重複しとるんかとか、そうやとるから。3カ所あって、そこへ全部やとったら、3分の1じゃってまだ、まだ30件ぐらいになりますから。30件で、待機者、本当の待機者人は30人しかいません。それがやっぱりこういう対策で解決できますという指針を示してくれんといけんのですよ。

だから、重複がやっぱり、だからもう一回ここで聞きたいのは、68人というこの待機

者の数値は、実数は何人なんですか。それで、その解決はどうするんですか。

委員長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 申し訳ありませんが、68人の内訳についてはちょっと把握致しておりません。重複が何人いらっしゃるかというのは確認は致しておりません。

繰り返しになりますけど、サービスの利用に当たりましては、施設入所という問題もございませし、現在の利用によりまして実際は他の施設で老人保健施設等にも入っていらっしゃる方もいらっしゃるかと考えております。また、特定施設入居とかそういった方もあると思ひますし、同居の家族の方が大変な御苦勞をなさっているということも認識しておりますので、その点も踏まえまして先ほどの重複者のことは分析させて頂きたいと思ひておりますので、御理解頂きたいと思ひます。

委員長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 今松本委員からありました重複については、本委員会中にまたお示ししたいと思ひます。

委員長（道法知江君） そうですね。

市民生活部長（今榮敏彦君） 願ひします。

委員長（道法知江君） よろしく願ひ致します。

介護保険料について、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、後期高齢者医療特別会計に移ります。

439ページです。

439ページ、後期高齢者医療特別会計ございませんか。

いいですか、よろしいですか。

ないようですので、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、以上で市民生活部関係の集中審査を終了致します。

次回は21日水曜日10時から建設産業部関係の集中審査を行います。

以上で第5回決算特別委員会を終了致します。

皆様御苦勞さまでした。

午後1時32分 散会